

貿易一般保険包括保険（機械設備）に関する規約

（目 的）

第1条 この規約は、日本機械輸出組合（以下「組合」という。）が定款第8条の規定により、組合員のために行う貿易一般保険包括保険（機械設備）（以下「包括保険」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（付保対象）

第2条 この規約において付保の対象となるものは、包括保険を利用する旨の届出をした組合員（以下単に「組合員」という。）の締結する別表第1に掲げる契約（以下「対象契約」という。）とする。

2 包括保険の利用を停止しようとする組合員は、組合にその旨の届出をしなければならない。この場合において利用の停止の効力は組合が届出を受理した日から10日を経過した日に効力を生ずる。

（包括保険特約書の締結）

第3条 組合は、この規約に基づいて貿易一般保険包括保険（機械設備）特約（以下「特約」という。）及び貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約（以下「追加特約」という。）を株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に締結する。

2 組合は、前項の特約に基づき日本貿易保険との間で保険契約を締結する場合において、希望する組合員のために、日本貿易保険が定める貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）を付して締結することができる。

3 この規約に規定するもののほか、対象契約における組合員ごとの選択項目または日本貿易保険が規定するその他の取扱い事項等については、特約及び追加特約の中で定める。

（保険契約者および被保険者）

第4条 前条の特約による保険契約者（保険申込人と同じ。）は組合とし、被保険者は組合員とする。

（贈賄行為に関与しない旨の輸出者等の宣誓）

第5条 組合員は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び刑法（明治40年法律第45号）の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらない旨の日本貿易保険に対する誓約及び申告書を提出しなければならない。

（保険価額及び保険金額）

第6条 日本貿易保険が定める貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険価額は、対象

契約に基づく輸出貨物および仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出、販売もしくは賃貸すべきときは、一の時期において輸出、販売もしくは賃貸すべき当該輸出貨物および仲介貿易貨物の部分）の額とし、保険金額は、保険価額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合

100分の80

二 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合

イ ロに掲げる以外の対象契約

100分の80

ロ 別表第2または別表第3に掲げる対象契約

100分の80を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率

2 約款第3条第2号または第4号のてん補危険に係る保険契約の保険価額は、対象契約に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。以下同じ。）の額とし、保険金額は、保険価額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、組合が日本貿易保険との間で外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合は、当該外貨建特約書の定めるところに従う。

一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合

イ ロに掲げる対象契約以外の対象契約

100分の97.5（ただし、輸出者等が希望した場合には、100分の100）

ロ 別表第4に掲げる対象契約

100分の100（非延払部分（代金等の額のうち、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本及び当該元本に付随する金利の額以外の部分をいう。以下同じ。）については、輸出者等が100分の100を希望した場合を除き、100分の97.5）

二 約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる

割合

イ	ロ、ハまたはニに掲げる対象契約以外の対象契約	100分の90
ロ	別表第2、別表第3及び別表第5に掲げる対象契約	100分の90を上限として日本貿易 保険が保険契約ごとに定める率
ハ	別表第4または別表第6に掲げる対象契約	100分の95（非延払部分につ いては100分の90）
ニ	2年以上案件であって、別表第4または別表第6に 掲げる対象契約のいずれにも該当しない対象契約	100分の95を上限として日本 貿易保険が保険契約ごとに 定める率（非延払部分につ いては100分の90）

（保険料）

第7条 被保険者である組合員が納付すべき保険料の額は、対象契約ごとに保険価額に日本貿易保険が定める貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。

（包括保険付保申込みの組合に対する委任）

第8条 組合員は、自己を輸出者、仲介貿易者または技術提供者（以下「輸出者等」という。）として締結した対象契約のすべてについて、包括保険に付保するために必要な一切の行為を組合に委任する。

（包括保険付保申込みおよび変更通知の依頼）

第9条 組合員は、自己を輸出者等として対象契約を締結したときは、それぞれ締結後遅滞脱漏なく、貿易一般保険包括保険申込依頼書（以下「包括保険申込依頼書」という。）を当該対象契約の締結を証する書類（以下「関係書類」という。）とともに、組合へ提出しなければならない。ただし、日本貿易保険が定める貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）別表第1のいずれかに該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）については、組合へ組合が別に示す方法により申込依頼を行うこととし、関係書類の写の提出を不要とする。

2 組合員は、前項により申込依頼された対象契約の内容について、日本貿易保険が定める貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）または、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00034）に規定する重大な内容変更等を行った場合であって、当該対象契約に係る保険契約の変更を行わなければならないときは、貿易一般保険変更通知依頼書（以下「変更通知依頼書」という。）

を日本貿易保険が別に定める書類（以下「変更関係書類」という。）とともに、遅滞脱漏なく組合へ提出しなければならない。ただし、特定2年未満案件については、組合へ組合が別に示す方法により申込依頼を行うこととし、変更関係書類の写の提出を不要とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、重大な内容変更等を行なった場合であって、日本貿易保険に対し事前の承認申請を行わなければならないときは、組合員は、事前の承認申請を行ない、当該承認を受けた対象契約について、前項の規定に従うものとする。

（保険の申込みおよびその変更の通知）

第10条 組合は、前条第1項により組合員から申込依頼が行われたときは、遅滞なく当該対象契約について、日本貿易保険へ日本貿易保険が別に定める方法により保険の申込みをしなければならない。

- 2 組合は、前条第2項により組合員から変更依頼が行われたときは、遅滞なく当該対象契約の変更事項について日本貿易保険へ日本貿易保険が別に定める方法により保険契約の変更通知をしなければならない。

（保険の申込みの引受等）

第11条 組合は、第9条第1項による保険申込みに対し日本貿易保険から引受の証として包括保険証券もしくは包括保険契約台帳（以下「保険証券等」という。）を受領したときは、遅滞なく原本を被保険者である組合員に送付し、その写1通を組合で保管する。

- 2 組合は、第9条第2項による変更通知に対し日本貿易保険から変更後の保険証券等を受領したときは、遅滞なく原本を被保険者である組合員へ送付し、その写1通を組合で保管する。
- 3 組合は、特約により対象契約の保険契約が締結されなかったときは、当該輸出者等である組合員にその旨通知する。

（保険料の納付）

第12条 日本貿易保険に支払う保険料は、被保険者である組合員が組合へ納付しなければならない。

- 2 組合は、前項の保険料を毎月1日から末日までの間において第11条により日本貿易保険から保険引受の証として保険証券等を受領し、または保険契約の変更後の保険証券等を受領したものについて、被保険者である組合員ごとに計算して、当該組合員へ支払の請求をする。
- 3 前項により組合から支払請求を受けた組合員は当該月分の保険料を、組合の指定する日までに組合へ納付しなければならない。
- 4 組合は、前項による保険料を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。

(延滞金の納付)

第13条 前条第3項の納付期限までに保険料の納付をしない組合員は、納付期限の翌日から納付の日までの日数について、延納した金額に対し、年10.95%の割合で計算した延滞金を組合に納付しなければならない。ただし、故意または重大な過失によって保険料の納付を延滞した場合は、組合は、包括保険による組合員としての権利を停止または解除するほか、定款第20条(除名)または第25条(過怠金)の規定による処分に附することができる。

(取扱手数料)

第14条 組合は、被保険者である組合員から第2条の対象契約の契約金額に対し、0.008%の割合で取扱手数料を徴収する。ただし、特定2年未満案件については、第2条の対象契約の契約金額に対し、0.006%の割合で取扱手数料を徴収する。なお、円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 組合は、前項の取扱手数料の支払請求を第12条第2項による保険料の支払請求と同時に(二以上の時期に分割して保険料の支払請求を行うときは、初回の支払請求時)に行うものとする。

3 前項により組合から支払請求を受けた組合員は、第12条第3項による保険料の納付と同時に取扱手数料を組合へ納付しなければならない。

4 前項による取扱手数料を延納した組合員に対しては第13条の規定を準用する。

(保険料の返還)

第15条 組合は、日本貿易保険から特約に基づき保険料の返還があったときには、直ちにこれを被保険者である組合員へ返還する。

(決済金額および決済期限確定の通知)

第16条 被保険者である組合員は、約款第14条の規定に基づき、2年以上案件において代金等の全部または一部について決済金額及び決済期限が確定したときは、日本貿易保険が別に定める様式による通知書1通を遅滞なく組合へ送付する。組合は、通知書を受領したときは遅滞なく日本貿易保険に提出する。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第17条 被保険者である組合員は、保険契約により、てん補されるべき損失をうけるおそれが高まる事情の発生を知ったときには、当該事情の発生を知った日から、原則として15日以内に事情発生通知書1通を日本貿易保険へ提出するとともにその写1通を組合に送付する。

(損失等発生のお知らせ)

第18条 被保険者である組合員は、保険契約により、てん補されるべき損失の発生を知ったときは当該損失の発生を知った日から、また、約款第4条第14号の事由による損失を受けおそれのある場合には、決済期限から、原則として1月以内に損失等発生通知書1通を日本貿易保険へ提出するとともにその写1通を組合へ送付する。

(保険金の請求)

第19条 被保険者である組合員または保険金受取人は、前条の規定による損失について保険金の支払を請求しようとするときは、保険金請求書1通に日本貿易保険が別に定める書類各1通を添付して、日本貿易保険へ提出するとともにその写1通を組合へ送付する。

(回収金の納付)

第20条 被保険者である組合員または保険金受取人は、前条による保険金の支払を受けた後、その回収した金額があるときは、回収金通知書1通に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類の写1通を添付して日本貿易保険へ提出するとともにその写1通を組合へ送付する。

(保険金の概算払の請求および精算)

第21条 被保険者である組合員または保険金受取人は、保険金の概算払を請求しようとするときは、保険金概算払請求書1通に日本貿易保険が別に定める書類各1通を添付して、日本貿易保険へ提出するとともにその写1通を組合へ送付する。

2 前項により保険金の支払を受けた組合員または保険金受取人が、保険金の精算をしようとするときは、保険金精算書1通に日本貿易保険が別に定める書類各1通を添付して日本貿易保険に提出するとともにその写1通を組合へ送付する。

(組合脱退等による権利義務の効力)

第22条 組合員は、組合を脱退し、または包括保険の利用を停止した後においても、包括保険の利用を停止する前にこの規約の規定により発生した権利義務については、遂行しなければならない。

2 組合員であったときに締結された対象契約は、その輸出者等が組合を脱退し、または包括保険の利用を停止した後においても、組合員としてこの規約に基づいて付保しなければならない。ただし、内容変更等の通知については、輸出者等が希望する場合にのみ行うものとする。

(被保険者の義務履行責任)

第23条 被保険者である組合員は、この規約および約款に規定されている義務を履行しなければならない。

2 前項の義務の履行を怠ったことによって、組合または組合員に損失を与えたときは、当

該被保険者がその損失賠償の責めを負わなければならない。

(依頼書の遅滞・脱漏)

第24条 被保険者である組合員が、故意または過失によって包括保険申込依頼書および変更通知依頼書の提出を遅滞し、または脱漏したときは、次の各号に応じた保険料の額を納付しなければならない。

一 包括保険申込依頼書および変更申請依頼書の提出を著しく遅滞し、または脱漏（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）したときは、当該案件に係る保険料は、第7条に定める保険料の2倍に相当する金額。

二 前号に掲げる以外の遅滞または脱漏であって特約に定める場合は、当該期間における輸出者等に係る保険契約について第7条に定める保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1を超える数値に限る。）を乗じて得た額。

(調 査)

第25条 組合は、この規約の実施を確保するため、日本貿易保険から第9条の申込みに関する事項、その他、対象契約に対する保険契約に関する事項について調査、報告もしくは資料の提出を求められた場合には、組合員に対し必要な調査を求めることができる。

2 組合員は、組合が前項に基づく調査を求めた場合には、これに応じなければならない。

(員外利用)

第26条 この規約による包括保険については、定款第8条第3項の規定により組合員でない輸出者等に対し対象契約の契約金額の0.3%を限度として理事会の定める手数料を徴収してこれを利用させることができる。

2 前項により包括保険を利用する輸出者等は、この規約に同等以上の義務を履行しなければならない。

(雑 則)

第27条 この規約に定めていない事項については特約による。

第28条 この規約を変更または廃止しようとするときは、理事会の議決による。ただし、次の各号について理事長が認める場合はこの限りではない。

一 別表第1に掲げる貨物に係る設備表示コードまたはHSコードもしくは名称の変更であって、実質的に当該貨物の変更とならないとき

二 変更しようとする内容が字句修正等軽微であるとき

第29条 この規約による細目については、理事長の定めるところによる。

第30条 組合は、この規約の遂行により知り得た組合員の業務上の機密事項をすべて保持する義務を負う。

附 則 (平成4年9月25日)

- 1 この規約は、平成4年10月1日から実施する。
- 2 昭和42年4月1日実施に係る普通輸出保険設備等包括保険ならびに輸出代金保険包括保険および仲介貿易保険包括保険に関する規約は、平成4年9月30日限り廃止する。ただし、同規約の有効期間中に締結された輸出契約等については、なおその効力は存続するものとし、同規約の適用をうけるものとする。

附 則 (平成5年1月1日)

この規約の変更は、平成5年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について通用する。

附 則 (平成7年9月22日)

この規約の変更は、平成7年10月1日以降に締結した輸出契約等について適用する。

附 則 (平成8年1月1日)

この規約の変更は、平成8年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成8年11月14日)

この規約の変更は、平成9年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成9年1月1日)

この規約の変更は、平成9年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成9年5月26日)

この規約の変更は、平成9年6月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成10年1月1日)

この規約の変更は、平成10年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成11年1月1日)

この規約の変更は、平成11年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成11年2月24日)

この規約の変更は、平成11年4月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 (平成11年11月8日)

この規約の変更は、平成11年12月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成12年1月1日）

この規約の変更は、平成12年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成13年1月1日）

この規約の変更は、平成13年1月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成13年3月22日）

この規約の変更は、平成13年4月1日以降に保険契約の申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成14年3月26日）

この規約の変更は、平成14年4月1日以降に締結した輸出契約等について適用する。ただし、改正後の第5条の規定（別表第4に掲げる輸出契約等についての保険金額の算出に係る部分に限る。）については、平成14年7月1日以降に締結した輸出契約等について適用する。

附 則 （平成15年5月23日）

この規約の変更は、平成15年6月1日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成16年5月20日）

この規約の変更は、平成16年10月1日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成17年3月28日）

この規約の変更は、平成17年4月1日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成19年3月28日）

この規約の変更は、平成19年4月1日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成20年3月27日）

この規約の変更は、平成20年4月1日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成20年10月24日）

この規約の変更は、平成20年10月24日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

て適用する。

附 則 （平成21年 3 月31日）

この規約の変更は、平成21年 4 月 1 日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成21年10月28日）

この規約の変更は、平成21年11月1日以降に締結した輸出契約等について適用する。

附 則 （平成26年 9 月26日）

この規約の変更は、保険契約が申し込まれる対象契約について適用する。ただし、貿易保険法の一部改正に関する規約の変更は、同法の一部を改正する法律が施行された日から発効する。

附 則 （平成28年 3 月30日）

この規約の変更は、平成28年 4 月 1 日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （平成29年 3 月30日）

この規約の変更は、平成29年 4 月 1 日以降に保険契約が申し込まれる輸出契約等について適用する。

附 則 （2019年 3 月27日）

この規約の変更は、2019年 4 月 1 日より適用する。

附 則 （2023年 3 月24日）

この規約の変更は、2023年 4 月 1 日より適用する。